



— 収入保険料が予定利率により割り引かれている場合は、下式により計算した予定利息相当額を加えて当該事業年度に対応する保険料を計算しているか。

$$\text{予定利息相当額} = \frac{\text{予定利息相当額加算前の未経過保険料} \times \text{予定利率}}{(1 + \text{予定利率})}$$

— 告示第1条の2に規定する大規模自然災害ファンド以外の既経過保険料の額は、過去の発生保険金実績（告示第1条の2に規定する大規模自然災害リスクに係る発生保険金を除く。）と事業費実績を基礎として、合理的に計算した金額となっているか（計算期間が短いため、一時的に事業費又は発生保険金の額が高いと認められる場合等において、他の合理的な方法により計算する場合を除く。）。